

長野県告示第307号

訓練手当支給要綱(昭和41年長野県告示第641号)の一部を次のように改正します

平成24年3月30日

長野県知事 阿部守一

第4第2項中「応じて」を「応じ、40日分を限度として」に改め、同項ただし書きを削る。

附則

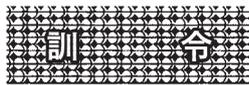
(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の訓練手当支給要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公共職業訓練又は職場適応訓練を受け始めた者に係る訓練手当から適用し、同日前に公共職業訓練又は職場適応訓練を受けていた者に係る訓練手当については、なお従前の例による。

人材育成課



長野県教育委員会訓令第2号

県立中学校
県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校長職務規程(昭和25年長野県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県教育委員会

訓令先中 「県立高等学校 県立盲学校 県立ろう学校 県立養護学校」 を 「県立中学校 県立高等学校 県立特別支援学校」 に改める。

第1条中「県立の」の次に「中学校、」を加える。

第17条第1号中チをテとし、タの次に次のように加える。

チ 職員に係る平成二十二年度等におけるこども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)第6条の規定による認定

ツ 職員に係る平成二十三年度におけるこども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)第6条第1項及び第3項の規定による認定

第17条第3号中「開示又は訂正に」を「開示、訂正、利用の中止、抹消又は提供の中止に」に、「第23条第1項」を「第38条第1項」に、「開示又は訂正の実施並びに記録情報の抹消及び利用・提供中止の申出」を「開示、訂正、利用の中止、抹消又は提供の実施」に改め、「(第22条第2項において準用する第21条第4項の規定による通知を除く。)」を削る。

高校教育課

長野県教育委員会訓令第3号

県立中学校
県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立高等学校校務処理規程(昭和43年長野県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正します。

平成24年3月30日

長野県教育委員会

「県立中学校

訓令先中「県立高等学校」を 県立高等学校 に改める。

県立特別支援学校」

題名を次のように改める。

長野県立学校校務処理規程

第1条中「県立高等学校」を「県立の中学校、高等学校及び特別支援学校」に改める。

第3条中「教頭及び」を「副校長、教頭及び」に改め、同条ただし書き中「ただし」の次に「、県立の高等学校において」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、副校長は、あらかじめ校長が定めた事項を専決することができる。

第6条中「県立高等学校」を「県立の中学校、高等学校及び特別支援学校」に改める。

別表中「教頭及び」を「副校長、教頭及び」に改める。

別表の1中「教頭」を「副校長及び教頭」に改め、同1の(4)中「生徒」を「児童、生徒及び幼児(以下「児童等」という。))」に改め、同(5)中「生徒」を「児童等」に改め、同(7)中「生徒」を「児童等」に改め、同(8)中「生徒」を「児童等」に、「定例的」を「定例かつ軽易な」に改め、同(10)中「教員」を「教員及び寄宿舎指導員(以下「教員等」という。))」に改め、同(11)中「教員及び生徒」を「教員等及び児童等」に改め、同(12)を削り、同(13)を同(12)とする。

別表の2の(1)中「教員」を「教員等」に改め、同(3)中「生徒」を「児童等」に改め、同(10)を同(11)とし、同(9)の次に次のように加える。

(10) 就学奨励費等国庫補助金に係る軽易な事項に関すること(特別支援学校に限る。))。

附則

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

2 長野県立特別支援学校校務処理規程(昭和55年長野県教育委員会訓令第3号)は、廃止する。

高校教育課

長野県教育委員会訓令第4号

県立中学校
県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校職員服務規程(平成2年長野県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

長野県教育委員会

訓令先中 「県立高等学校
県立盲学校 「県立中学校
県立ろう学校 を 県立高等学校 に改める。
県立養護学校」 県立特別支援学校」

第1条中「長野県立の」の次に「中学校、」を加える。

第2条第1号中「及び第3号」を「、第3号及び第4号」に改め、
同条第3号中「長野県立の」の次に「中学校及び」を加える。

第5条中「第6条の」を「第3条の」に改める。

高校教育課